

厚生労働省発雇児0113第1号 平成24年1月13日

労働政策審議会 会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣

小宮山洋子早上門町

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「女性労働基準規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

## 女性労働基準規則の一部を改正する省令案要綱

第 使用者が女性を就 かせてはならない業務のうち、 有害物のガス、 蒸気又は粉じんを発散する場所にお

けるものを次の一から三までに掲げる業務に改めること。

塩 一素化ビフ エ = ル (別名PCB)、 ア クリルアミド、 エ チレンイミン、 エチレ ンオキシド、 カドミウ

 $\Delta$ 化 合 物 ク 口 A 酸 塩 五. 酸 化バナジウ 人、 水銀及びその 無機 化 1合物 ( 硫 化 水銀 を除っ < 塩 化 ニッ

ケル  $\widehat{\mathbb{I}}$ 紛 状  $\mathcal{O}$ 物 に 限 る。 砒で 素化合物  $\widehat{\mathcal{T}}$ ル シン及 び 砒ひ 化 ガ リウ  $\Delta$ を除く。) タ― プ

 $\mathcal{L}^{\circ}$ オラクトン、 ンタクロ ル フ エ ノ | ル (別名PCP) 及びそのナトリウ 7 塩並びに マンガンを発散

る場所における次に掲げる業務

特定化学物質障害予防 規則 (昭 和四十七年労働省令第三十九号) の規定により、 事業者が労働者に

呼吸用保護具を使用させる必要がある作業を行う業務

(\_\_\_) 一に掲げるものの ほ か、 特定化学物質障害予防規則の 規定による作業環境測定の結果の評価により

第三管理区分に区分された屋内作業場における業務

一 鉛及び鉛化合物を発散する場所における次に掲げる業務

口

- (-)鉛 中 毒予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十七号) の規定により、 事業者が労働者に呼吸用保護
- 具を使用させる必要がある業務
- (\_\_\_) (一に掲げるものの ほ か、 鉛中毒 予防規 則 の規定による作業環境測定の結果の評価 により第三管 理区

分に区分された屋内作業場における業務

- $\equiv$ 工 チレ ング リ コ ル 七 1 エ チ ル エ ] テ ル (別 名 セ 口 ソ ル ブ 工 チレ ング リコ ] ル 干 ノエ チ ル 工 ] テ
- ル ア セテー 1 (別 名 セ 口 ソ ル ブアセテー <u>۲</u> エ チレ ング IJ コ ] ル 干 1 メチ ル エ テ ル (別 名 メ チ ル セ
- 口 ソ ルブ)、 キシレン、 N • N ージ メチ ル ホ ル ムアミド、 スチレン、 テトラクロ ル エ チ ( 別 名 パ Ì
- ク ロ ルエチレン)、 トリクロ ルエチレ ン、  $\vdash$ ルエン、二硫化炭素及びメタノー ル を発散する場所 に お け

る次に掲げる業務

- (-)有 機溶 剤中毒予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十六号) の規定により、 事業者が労働者に送気
- 7 スク又は 有機 ガ ス 用防 毒 マスクを使用させる必要が ある業務
- (\_\_) (一に掲げるも 0)  $\mathcal{O}$ ほ か、 有 機 溶 剤 中 毒 予防 規 崱  $\mathcal{O}$ 規定による作業環境測定の結果の評 価により第三

管理区分に区分された屋内作業場における業務

第三 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。